

支援者への寄り添いアドバイス事業のご案内



非行・犯罪行為のある、福祉的支援の必要な方々への支援でお困りの皆様へ

- ・他の人のものを盗ってしまう、性的問題のある行為を繰り返している
- ・もうしないと何度約束しても、またやってしまう
- ・加害行為のために、施設を転々としている
- ・いつ警察に捕まるかと、支援者がひやひやしている

癖だから仕方がない、24時間見守るしかない、施設内で何とかするしかない、と、立ち直りのための支援をあきらめていませんか

「どのように支援したらいいのだろう？」という支援者の悩みを分かち合いながら、アドバイス等を行い、共に考え、対象の方の地域生活継続を目指すのが、この事業です。

社会福祉士・臨床心理士・弁護士等で構成される専門職チームが
対応にあたり、よりよい支援ができるようアドバイスを行います。

ホームレス支援事業所からの相談

60歳代の男性。スーパーマーケットやコンビニでの万引きを繰り返していた。今のところ、逮捕され注意を受けて返されているが、次やれば起訴すると警察より言われている。何とかしたいがどのようにすればよいかアドバイスが欲しい。
⇒ 本人同意の上相談。なぜ万引き行為に至るのかを共に考え、防ぐための方策を共に考えた。本人にとって厳しい生活の中での憂さ晴らし的万引き行為であり、余暇も含め生活の見直しを、本人・支援者とともに図った。高齢者が集う趣味サークルに参加し、やがて万引き行為はしなくなった。

わいせつ行為が続く知的障害がある青年の相談

一人で外出すると事件を起こすため行動制限をしているが、福祉支援者として本人の自立を阻む行為ではないかと悩んでいる。どのように支援をしていけばよいかアドバイスが欲しい。
⇒ わいせつ行為のアセスメントを専門委員会（知的障害者の性加害行為に詳しい大学研究者や弁護士などで構成されたチーム）で実施。その結果を支援者と共有し、リスクを明確にすることで制限の範囲や方法を再検討した。

※ 本事業「事業所等相談アドバイス事業」は滋賀県からの委託を受け滋賀県社会福祉士会が実施しています。

※ 相談支援は無料です。

まずはお問合せください TEL : 077-561-3811

滋賀県社会福祉士会 滋賀県草津市笠山 7-8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内